

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする介護事業者の方へ

平成26年7月1日以後新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合は、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法による指定介護機関としての指定を受けたものとみなされます。

この「みなし指定」が不要な場合は、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書に必要事項を記載の上、事業所の所在地を管轄する各福祉事務所又は県国保・地域共生課保護・自立支援担当宛て提出してください。

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護受給者に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分御注意ください。

提出先

事業所の所在地	提出先
市	各市の福祉事務所
勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	東部保健福祉局 徳島庁舎 生活福祉担当 (徳島市新蔵町1丁目67番地)
那賀郡 海部郡	南部総合県民局 保健福祉環境部 美波庁舎 防災・社会福祉担当 (海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1)
美馬郡 三好郡	西部総合県民局 保健福祉環境部 三好庁舎 生活福祉担当 (三好市池田町マチ2415番地)

【生活保護法による指定について】
担 当 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部
国保・地域共生課
保護・自立支援担当
電 話 088-621-2166
ファクシミリ 088-621-2913

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、同項本文の指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称

所在地

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載してください。

氏 名

住 所

・ 管理者の氏名及び住所

氏 名

住 所

3 この申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住所

申出者（開設者）

氏名